

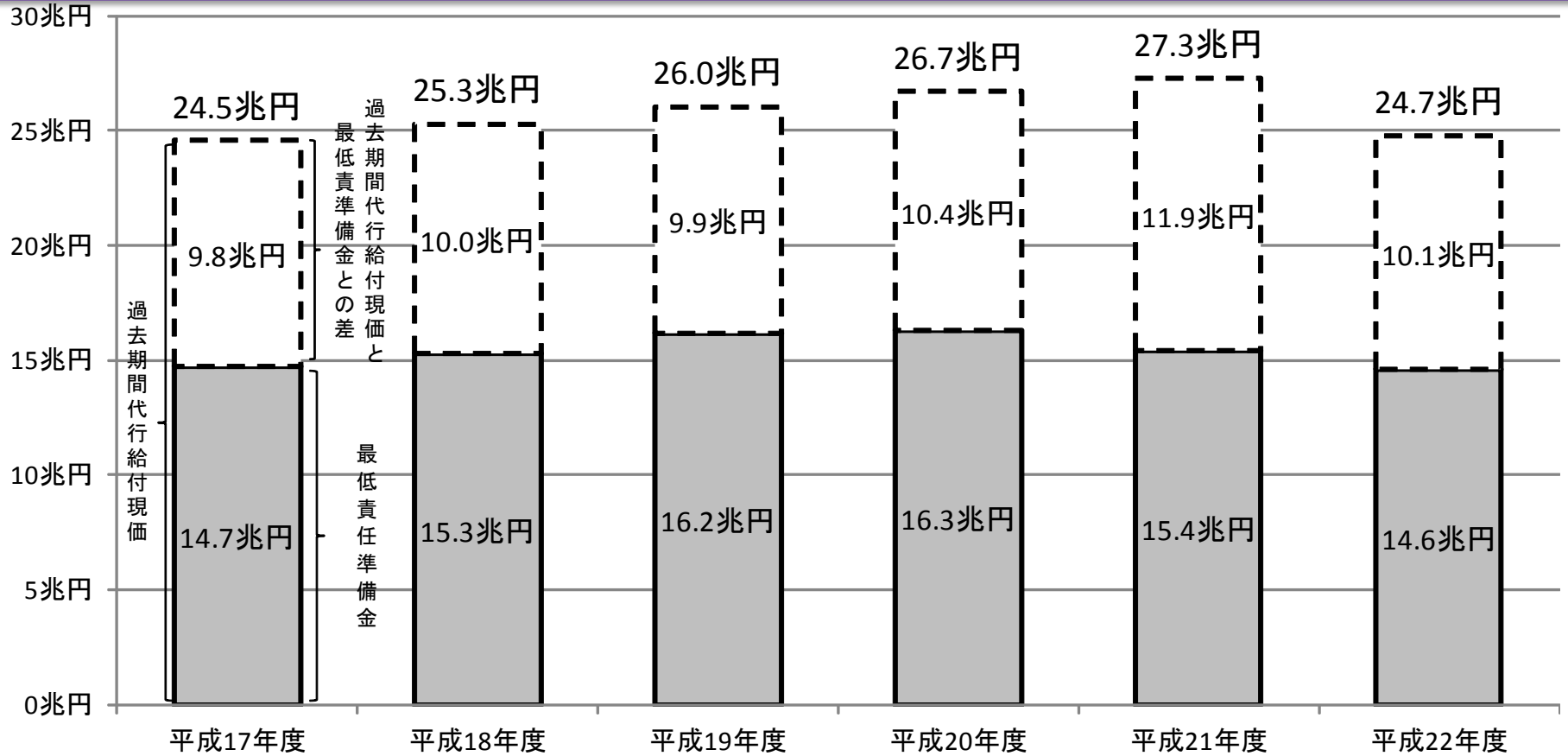
# 委員からお求めのあった資料

＜永山委員からお求めがあった資料＞  
指定基金の積立比率(純資産額／最低責任準備金)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
A基金	0.87	0.88	0.71	0.52	0.64	0.60
B基金	0.81	0.81	0.64	0.49	0.54	0.52
C基金	0.90	0.89	0.70	0.49	0.58	0.55

※ 厚生労働省調べ

**＜蟹江委員からお求めがあった資料＞**  
**過去期間代行給付現価の推移(現存している577基金の積立状況)**



区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
過去期間代行給付現価	24.5兆円	25.3兆円	26.0兆円	26.7兆円	27.3兆円	24.7兆円
最低責任準備金	14.7兆円	15.3兆円	16.2兆円	16.3兆円	15.4兆円	14.6兆円
過去期間代行給付現価と最低責任準備金との差	9.8兆円	10.0兆円	9.9兆円	10.4兆円	11.9兆円	10.1兆円

※ 厚生労働省調べ

# ＜山口委員からお求めがあった資料＞

## 厚生年金基金の支払保証制度の概要

### 1. 趣旨

企業年金連合会で実施する母体企業の倒産や経営悪化などによりやむを得ず解散した基金に積立不足が生じている場合、加入員や年金受給者等に一定の年金額が確保されるよう、各基金からの拠出金等を原資として老齢年金給付の額を付加する事業。(会員基金を対象とした共済事業。平成元年から実施。)

### 2. 事業の概要

#### (1) 保証給付の支給要件

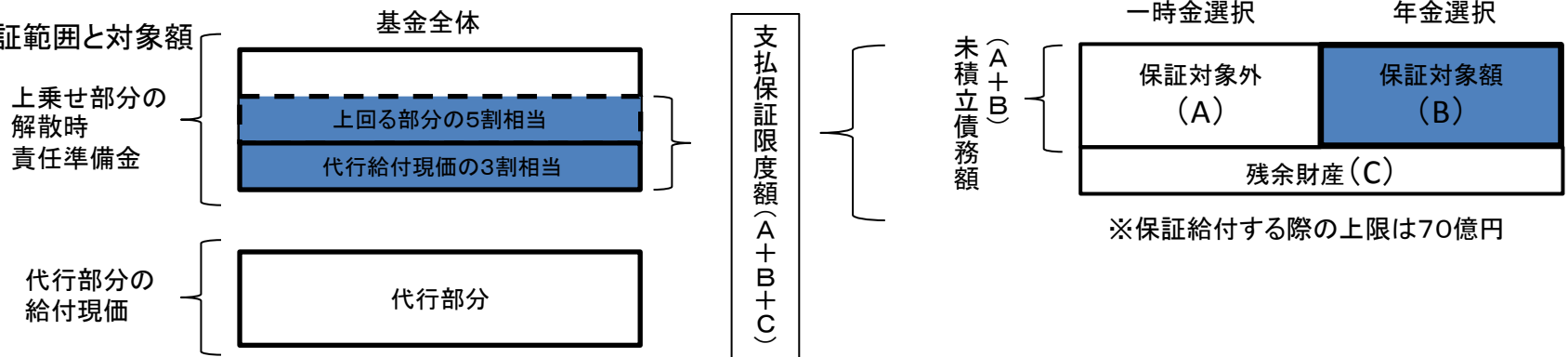
次の2つの要件のいずれにも該当する場合に保証給付を支給。

＜要件1＞ 次のいずれかの事由によりやむを得ず解散した場合

- ア. 設立事業所の倒産
- イ. 設立事業所又は設立事業所の属する業界の業績悪化
- ウ. その他基金の存続が極めて困難と認められる場合

＜要件2＞ 残余財産が支払保証限度額を下回る場合

#### (2) 保証範囲と対象額



(3) 給付対象者: 残余財産分配金の年金化を希望し、その分配金を連合会に移換した者。

(4) 給付実績(平成7年度～平成23年度) 29基金:85.8億円